

地域の中の「あったらいいな」を実現する 新しい選択肢

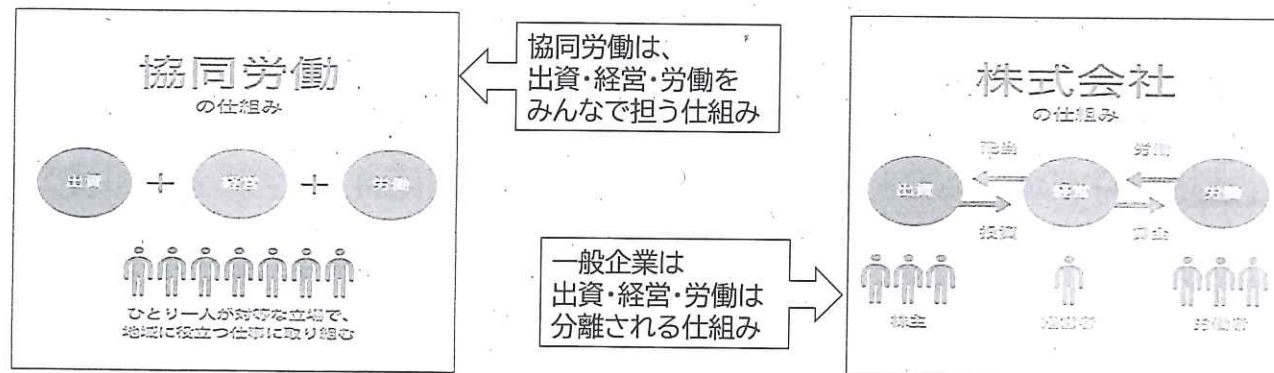
地域づくりを仕事にする 「協同労働」って何？

1

協同労働って？→「はたらき方」の仕組みです

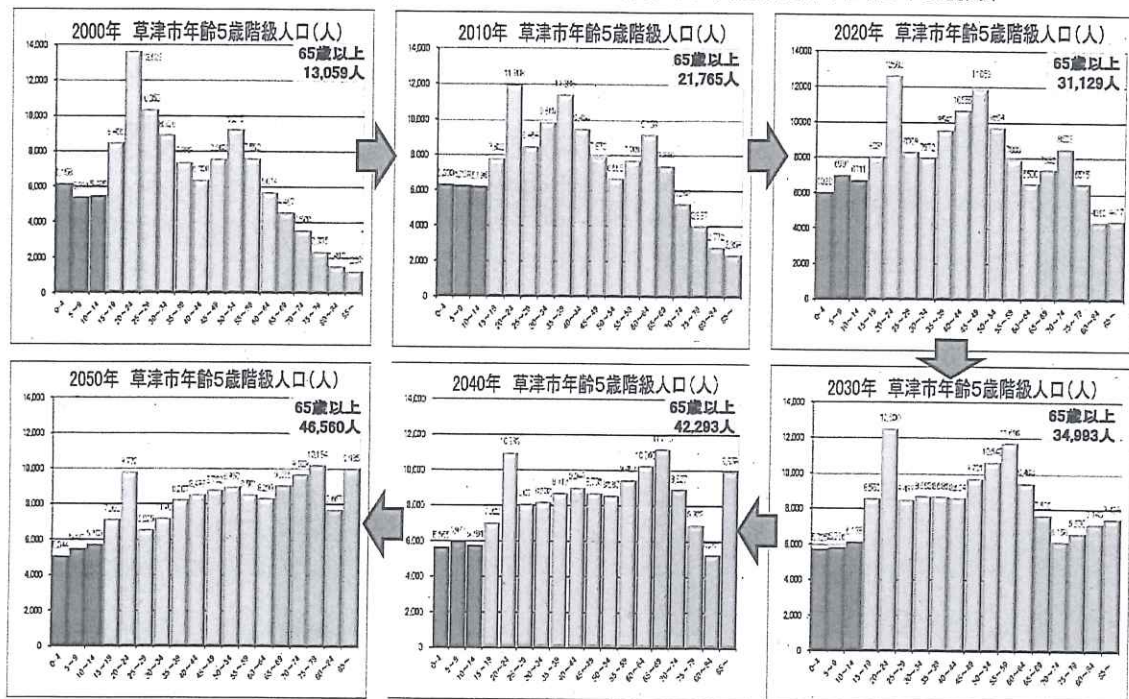
■協同労働とは (資料:広島市協同労働支援センターより) <https://kyodo-rodo.jp/>

「やりたいこと」の想いを共にする仲間が集まり、みんなが自らできる範囲でお金を出し合い(出資)、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って(経営)、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方(労働)の仕組みが「協同労働」です



滋賀県草津市 5歳階級別人口の推計 (2000年～2050年)

2020年までは国勢調査、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年3月推計



協同労働の特徴

■民主的な事業運営の原則

出典: 広島市協同労働支援センター資料より加工

- 出資金額に関わりなく「一人一票の原則」で意思決定
- メンバーは対等な関係で話し合い、全員の意見を反映して運営する
- 事業で得た剰余金は、出資額に関わらず働いた分量に応じて分配する

■協同の関係を目指す

- 地域の中の「あったらいいな」(課題や必要)に応える仕事を創り出す
- 地域社会との関係を大切に、仕事を通じて地域づくりに寄与する
- 地域に関わる仕事により地域の中でお金が循環することを目指す

協同労働のススメ

地域の困りごとを協同で解決



協同労働ってなに?

「やりたこと」の思いを実現する仲間が生まれ、みんなが思うことができる課題でお金を出し合い(出資)、みんなが得意な立役りでアイデアを出し合って(意見交換)、人と地域に結びつく仕組みで働き方(協同)の仕組みが協同労働です。



協同労働のポイント

具体的には...
月収可能で送れる地域と協同労働する事業(労働者派遣事業以外)も。

- > 3人以上の同じ思いを持つ仲間が決めます!
- > メンバー全員が出資します!
- > 「一人一業の原則」でものを決めます!
- > 誰か一人が全てを決めるのではなく、同等な立場で話し合いの必要を認識します!
- > メンバー全員が労働します!



/// 地域や人とつながる! 「仕事づくり」を「地域づくり」へ! ///

「協同労働」は自分たちが取り組んでいる事業を通じて(仕事づくり)、地域に協同の輪(和)を広げ、地域の課題解決に貢献する(地域づくり)働き方です。

協同労働とボランティアの違い



協同労働についてのQ&A

Q&A

ボランティアと何が違うの?

自発的であり、社会貢献で終わらずに収益をあげています。『協同労働』はボランティアと違い、投資や収益をもち、自ら出資し、地域課題などに解決してメンバーの「やりたこと」を実現していくことで、その収益として収入を得る働き方と特徴です。

なぜ、働くのに出資(お金を出す)する必要があるの?

事業に必要が揃うまでというイメージでしょうか。投資や一部の人から出資して、全員が参加できるように、地域で事業を立ち上げ、事業が軌道にのって、収益が上がるまでには時間がかかります。その間は、協同労働は収益によって運営します。-10,000円以内は10,000円以内とすることがあります。

人と地域に役立って、どうということ?

「協同労働」は、働く一人ひとりが地域に自分たちの得意な仕事を通して、地域に貢献する働き方です。地域課題の解決や、地域活性化に貢献します。また、協同労働は、4つの原則に基づいて運営されています。4つの原則は、協同労働の基盤となる考え方です。1. 協同労働は、地域課題の解決や、地域活性化に貢献します。2. 協同労働は、地域課題の解決や、地域活性化に貢献します。3. 協同労働は、地域課題の解決や、地域活性化に貢献します。4. 協同労働は、地域課題の解決や、地域活性化に貢献します。

草津市協同労働推進事業の概要(令和8年度)

■事業の目的

「協同労働」という働き方を周知し理解していただくため、市民、ボランティア団体、地域団体等を対象に、協同労働の概要および実践事例等を学ぶ学習会や個別相談会等を開催します。

■令和8年度事業の主な概要

1. 学習会(全14学区対象)や交流会の開催
2. 協同労働の導入・団体設立等に関する個別相談支援
3. 各地域まちづくり協議会等との連携



草津市
ホームページ

草津市が進める 協同労働

(事業性が高い場合など)

(事業性が低い場合など)

法人化して起業

労働者協同組合法に基づく
「労働者協同組合」

- 労働者協同組合法に基づき法人登記必要
→「労働者協同組合」は法定の法人名称
- 全組合員と労働契約を締結
→労働三法(最低賃金法等)、社会保険等の適用

法人化しない

協同労働の仕組みを地域活動に導入
「協同労働団体」

事業内容によって
法人化を検討

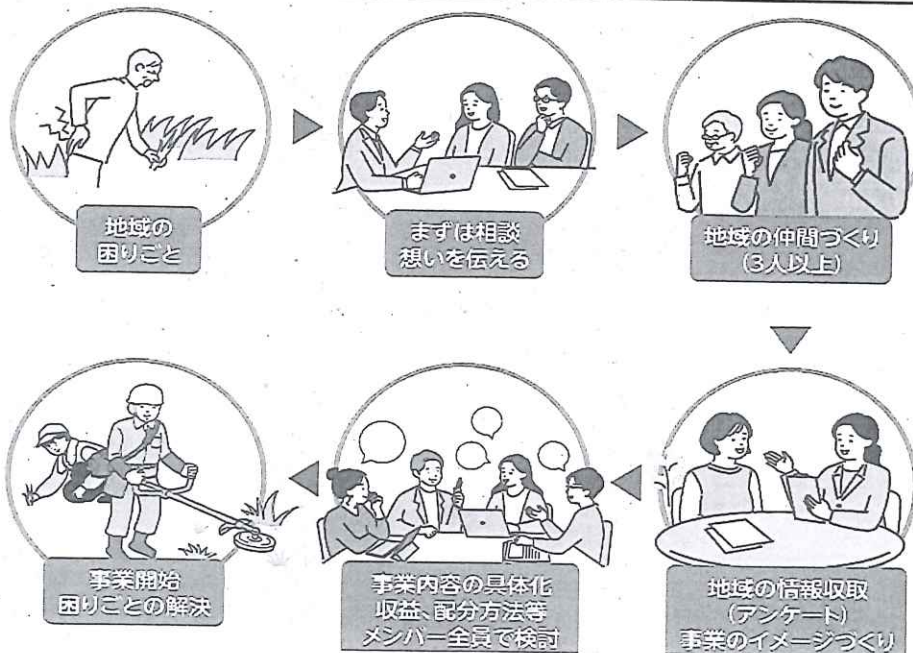
- 任意団体
→「協同労働団体」は独自の呼称
- 労働契約は原則不要
→労働三法(最低賃金法等)の適用なし

7

団体・法人の比較

	労働者協同組合	協同労働団体 (任意団体)	有償ボランティア	株式会社	合同会社	NPO 法人
目 的 事 業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する 事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可) ※協同労働団体 地域課題解決に向けた労働		自発的な意志に基づき 他人や社会に貢献する 行為(自主性、社会性) のうち、実費や交通費、 さらにはそれ以上の金 銭を得る活動	定款に掲げる事業によ る営利の追求	定款に掲げる事業によ る営利の追求	特定非営利活動(20分 野)
設立手続	準則主義	-	-	準則主義	準則主義	認証主義
議決権	1人1個	-	団体による	出資比率による	1人1個	原則1人1個
主な資金 調達方法	組合員による出資	-	団体による	株主による出資	社員による出資	会費、寄付
配 当	従事分量配当	-	団体による	出資配当	定款の定めに応じた 利益の配当	できない
出 資	組合員は、出資一口以上を有する(一組合員の 上限口数あり)	-	-	出資をしたい者は誰で も出資可。	最低1名の出資者(社 員)が必要。出資者(社 員)になるには、定款に 記載して登記要。	-
事 業	①総組合員の5分の4 以上は、組合の行う 事業に従事する ②事業従事者の4分の 3以上は、組合員で なければならない	団体メンバー全員が 原則事業に従事する	団体による	会社の所有と経営は、 完全に分離。	会社の所有(出資)と経 営が一致。	-
報 酬	最低賃金適用	労働の対価 ※最低賃金保障なし	謝礼・交通費等の実費 支給など ※最低賃金保障なし	最低賃金適用 (役員例外有)	最低賃金適用(経営者 は除く)	最低賃金適用(役員例 外有)
法的位置づけ	労働者協同組合法 労働三法	-	-	会社法 労働三法	会社法 労働三法	特定非営利活動促進法 労働三法
自主性	・組織としての共同性 ・労働契約有	個人の自発的	個人の自発的	・組織としての共同性 ・労働契約有(役員例外 有)	・組織としての共同性 ・労働契約有(経営者除 く)	・組織としての共同性 ・労働契約有(役員例外 有)

草津市協同労働推進事業 ご相談から事業開始までの支援フロー



9

実際にどんな事例があるの？ 法人化しない場合 = 広島市の取り組み



困りごと支援



タウン・サポート平和台（安佐南区）
地域の多様な困りごとの解決

農業



アグリアシストとも（安佐南区）
耕作放棄地や休耕田を整備

放課後支援



キッズスポーツレクリエーションクラブ（南区）
放課後に体育館で子どもが集まりスポーツ

サロン



暮らしの保健室亀山（安佐北区）
高齢者の居場所づくり

食（カフェ）



おひさまSUN（安芸区）
地域住民が集まる古民家カフェ

子育て支援



こども子育て応援ひろしま（南区）
子育てオープンスペース等の運営

事業内容

困りごと支援	24
サロン	18
農業	6
食（カフェ）	4
町内会等連携活動	8
子育て支援、 学習支援	2
フリーマーケット 運営	1
放課後支援	1

出典：広島市協同労働支援センター資料 ※紹介動画（YouTube → <https://x.gd/awjWb>）

10

協同労働による地域活動事例(広島市から)

元気で楽しい東山をつくろう会 (愛称：東山ふれあいの街)

協同労働を武器に地域のつながりを守り、幅広い世代が集うまちづくりを目標に活動

設立 2016年設立

※困りごと支援 ※町内会等連携活動 ※サロン ※市協賛等 ※環境保全



東区のパークハウス東山町内にあるマンション群のほとんどは完成して20年経過し、高齢化率は19%だが超高齢化社会となる2025年には33%となるため今から準備をしておく必要がある。また、町内会加入率は年々下がり最近では50%を割る状況になり、地域住民同志の関係が希薄化しつつある。これを解決するためには子どもから高齢者まで幅広いネットワークを確立し、安心して暮らしていける地域にする必要があり、以下の事業を柱に立ち上げた。

■事業内容

①居場所づくり事業

- ・誰でも参加自由のカフェサロンの開催
- ・健康麻雀・囲碁教室、読み聞かせの会の開催

②賑わいづくり事業

- ・自ら育てた農産物等を販売するマルシェの開催

③困りごと支援事業

- ・ゴミ出しや家事代行等の有償支援

④環境保全事業

- ・資源ごみの分別、公園の花壇づくり、竹林の整備等



広島市の
紹介ページ



11

協同労働による地域活動事例(広島市から)

協同労働びしゃもん台絆くらぶ

毘沙門台団地中央に位置する、ふれあいセンター絆内を拠点に地域住民の皆さんの困りごとと解決を中心に、

毘沙門台学区社協、町内会とともに高品質な住民サービス提供を目指して活動中。

設立 2016年設立

※困りごと支援 ※町内会等連携活動 ※環境保全



毘沙門台団地は65歳以上が34%を占め、学区社協・町内会では幅広く生活支援活動を行ってきた。しかし役員のみでの対応では限界が来ていたため、これまで手がまわらなかった住民サービスを学区住民全体で担えるようにするため、有償による生活支援事業などに取り組み、高齢者が生きがいを感じより安心した生活ができる、高品質の住民サービスを提供することを目的として以下の事業を柱に立ち上げた。

■事業内容

【生活支援】

- ①暮らしサポート(不用品等の処分代行)
高齢者向け生活支援(買い物、掃除全般)
- ②移動困難者の移動サービス
(免許証返納等による移動困難者の移送支援等)

【環境支援】

- ①耕作放棄地を活用した「畑でサロン」
収穫物の販売による自立運営

【生きがい就労支援】

- ①住民の就労の場を提供
(リフォーム・電気・水道工事・空調修理、
相続相談、住まいの相談など技術保有者)

【イベント】

- ①町内会催事の受託
(催事企画、設営作業の受託)
- ②近隣の小中高の生徒たちへ伝統文化の継承(門松づくりなど)※広島市の協同労働団体から1~2例を紹介



広島市の
紹介ページ



12

草津市協同労働推進事業
地域において期待されるニーズへの対応

■シニア世代の健康や生きがい・仕事づくり

退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたい

■自治会等の地域コミュニティの活性化

地域の困りごと解決のため、地域づくりを仕事にしたい

■副業・兼業など、多様な働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力して自分らしく働く場をつくりたい

■多様な人材の活躍

既存の地域コミュニティの枠を超えてつながり、まちづくりに関わりたい

(参考) 法人化する場合

労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の概要



厚生労働省
ホームページ
<https://x.gd/CTvLU>



厚生労働省
事例紹介ページ
<https://x.gd/bURod>

※2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行され、新たな
非営利の法人格として、労働者協同組合が位置づけられた。

何のために、何を目的しているの？(法律に明記)

■労働者協同組合法・第一条(目的)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、

現状・課題

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、

手段・方法

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

目的

15

労働者協同組合 の基本原理

- (1) 出資
- (2) 意見反映
- (3) 従事

(1) 資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

(2) 話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

(3) 共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

(資料：厚生労働省ポータルサイト「知りたい！労働者協同組合」より)

16

労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の特徴

※厚生労働省資料

■多様な事業が可能（労働者派遣事業以外なら何でもできる）

ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。例：介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等

■法人格の取得が容易（準則主義で、3人以上で設立可能）

NPO法人（認証主義）等のような行政庁による許認可等は不要。法律要件を満たし、登記すれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。3人以上の発起人が揃えば設立可能。

■組合員の議決権・選挙権は平等（出資額にかかわらず1人一票）

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

■意見反映の重視（意見反映方法を定款に明記する必要）

事業の実施に当たり、組合員が平等な立場で話し合い、合意形成をはかる。法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会に報告。

■組合員は労働契約を締結（労働関係法規の適用を受ける）

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

■出資配当はできない（非営利／従事分量配当はできる）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

17

主な法人の比較図表：「NPO法人の手引き（兵庫県・神戸市発行）」掲載資料を加筆修正

法人名	特定非営利活動法人(NPO法人)	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	労働者協同組合		一般社団法人		企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	有限責任事業組合(LLP)(法人格なし)
			特定労働者協同組合		非営利型	その他				
根拠法	特定非営利活動促進法(通称:NPO法)		労働者協同組合法(通称:労協法)		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(通称:一般法人法)		中小企業等組合法	会社法	会社法	有限責任事業組合契約に関する法律(LLP法)
性格	非営利		非営利		非営利		営利	営利	営利	営利
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的		制限なし(労働者派遣事業を除く)		制限なし 公益事業、収益事業、共益事業等可		制限なし 定款に掲げる事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	共同で営利を目的とする事業を営むための組合
設立	所轄庁の認証後に登記して設立(認証までに検査期間が必要)	NPO法人のうち要件を満たしていれば所轄庁が認定	登記して設立し、所轄庁へ届出(準則主義) ※ 法施行後3年間はNPO・企業組合から組織変更可能(R7.9.30まで)	労働者協同組合のうち認定基準に適合する団体について所轄庁が認定	公証人役場で定款認証(非営利性が徹底した定款)後に登記して設立	公証人役場で定款認証後に登記して設立	所轄庁の設立認可後に登記して設立	公証人役場で定款認証後に登記して設立	登記して設立(定款認証不要)	総組合員の同意による組合契約を登記して設立
設立要件	社員(*)10人以上(常時)		組合員3人以上(組合員は個人)		社員2人以上		組合員4人以上(組合員は個人・法人(特定組合員))	資本の提供	1人以上	2人以上
議決権	1社員1票		出資額にかかわらず、1組合員1票の議決権と選挙権		1社員1票		出資額にかかわらず、1組合員1票	出資比率による	定款で自由決定	契約で自由決定
最高議決機関	社員総会		総会(組合員200人超の組合は総会に代わる総代会が可能)		社員総会		総会	株主総会	定款で自由決定	契約で自由決定
役員	理事3人以上 監事1人以上		理事3人以上 監事1人以上 (組合員20人未満は、理事以外の全組合員で組合員監査会設置可能)	理事3人以上 監事1人以上 (うち1名以上は外部監事)	理事3人以上 (理事会・監事の設置は任意(理事会設置の場合は監事必須))	理事1人以上 (理事会・監事の設置は任意(理事会設置の場合は監事必須))	理事3人以上 監事1人以上	取締役1人以上 (監査役設置は任意)	自由に決定 (選任しなくても設立可能)	自由に決定 (選任しなくても設立可能)
代表権	理事		代表理事		理事		代表理事	取締役	社員	組合員
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない		従事分量配当	剰余金の分配はできない	剰余金の分配はできない		従事分量配当(年2割まで出資配当も可)	出資配当	定款で自由決定	契約で自由決定
税制等	収益事業課税	収益事業課税 寄付金の税額控除、みなし寄付金等が適用	全所得課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	法人税非課税、構成員に課税(パターナル課税)
法定設立費用	無料		無料		11万円		無料	24万円以上	10万円以上	6万円
その他	* 社員とは、総会の議決権を持つ会員のこと。(他例も同様)		運営の三原則(出資・意見反映・従事)							

18